
令和4年 第2回 芦屋町議会臨時会会議録 (第1日)

令和4年10月24日 (月曜日)

議事日程 (1)

令和4年10月24日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第49号 令和4年度芦屋町一般会計補正予算(第5号)

第4 報告第12号 専決処分事項の報告について

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 小田 武人	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 辻本 一夫

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 梶山 未彩

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭	企画政策課長	池上亮吉
芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功	都市整備課長	山下洋二
税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文	住民課長	溝上竜平
福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二	産業観光課長	浮田光二
芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也	生涯学習課長	本石美香

ボートレース事業局次長 井上康治 企画課長 中野功明 事業課長 新開晴浩

【 欠 席 職 員 】 モーターボート競走事業管理者 藤崎隆好

【 傍 聴 者 数 】 (なし)

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 4 年第 2 回 芦屋町議会臨時会を開会いたします。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 辻本 一夫君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、4 番、萩原議員と 9 番、小田議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。日程第 3、議案第 49 号及び日程第 4、報告第 12 号の各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは補正予算議案でございます。

議案第49号の令和4年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億900万円を増額計上するものでございます。歳入につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る国庫補助金を計上したほか、財政調整基金繰入金を増額計上するものでございます。歳出につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る費用を計上するものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第12号の専決処分事項の報告につきましては、所得制限外住宅の住宅使用料等滞納者に対し、住宅等の明渡し及び未払い住宅使用料等の支払いを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第3、議案第49号についての質疑を許します。ありませんか。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

皆様、おはようございます。6番、本田です。

日程第3、議案第49号、令和4年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）について、芦屋町一般会計予算書7ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節の扶助費1億500万円について、内容をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それではお答えいたします。

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯、令和4年度の市町村民税（均等割）が非課税の世帯及び家計急変世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給するものです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お伺いしました内容なんですけども、申請方法でありますとか支給の時期とか、あるいは手続が必要となるのかをお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

基本的に申請方法につきましては、基本的には令和3年度と令和4年度に実施されました非課税世帯等臨時特別給付金事業と同様の申請の流れとなっております。町が抽出した対象者に対して、確認書を発送いたします。確認書には前回給付した口座情報等が記載されておりますので、その内容を確認していただきまして、内容に間違いなければ確認書を町に返送していただくことが手続となります。ただし、令和4年度非課税世帯給付金の給付を受けたもので、令和4年6月2日～9月30日までにおいて、世帯員において転入者がいない場合かつ登録口座に変更がない場合は確認書の提出を要さず給付することができることになっております。対象者となる方には、確認書の送付なしに支給することが可能となっております。

なお、確認書は送付しませんが、受給の意思を確認するお知らせは対象者の方に送付することとなります。これは令和4年度の方が対象でございます、令和3年度非課税世帯給付金の受給者は対象外となります。ですので、対象となる方は全体で2,000人程度を予定しておりますが、200人程度が確認書なく給付できるということになります。ということで、確認書が必要な方は1,800人程度おられるものというふうに想定しております。

続いて、支給期間については確認書の発送を11月下旬に予定しております。申請期限については令和5年1月31日までです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

内閣府のホームページを見ますと家計の急変世帯というものが記載されておりますが、具体的にどういった内容なのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

家計急変世帯とは、令和3年度の収入に基づきまして令和4年度の住民税が課税となっております。

世帯が、令和4年1月以降に予期せぬ事態により収入が減少し、非課税世帯と同様の収入状況になった世帯のことを言います。こちらの世帯については、収入が減ったということが福祉課では分かりませんので、対象となる世帯の方に町へ申請していただくことになります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第4、報告第12号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第12号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第49号については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時10分休憩

.....
午前10時40分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

お諮りします。日程第3、議案第49号については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員会委員長 横尾 武志君

報告第13号、芦屋町議会議長、辻本一夫殿、総務財政常任委員会委員長、横尾武志。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第49号、令和4年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）、満場一致であります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員会委員長 松岡 泉君

それでは報告いたします。

芦屋町議会議長、辻本一夫殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託されました事件は、審査の結果が決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第49号、満場一致、原案可決でございます。

報告を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

日程第3、議案第49号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第49号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第49号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和4年第2回芦屋町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前10時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員